

(4) 同性パートナーシップ制度に係る市の考え方について

市長演述 令和5年第1回（令和5年3月議会）より抜粋

令和5年2月24日

「地域づくり分野」について

(略)

同性パートナーシップ制度につきましては、県内各自治体でも制度の導入や導入に向けた検討の動きが出てきており、本市においても検討を始めております。現在、国においても LGBT 理解増進法案が検討されており、その内容にパートナーシップ宣誓制度などを含めた内容となった場合においては、市独自の制度策定の必要性がなくなることも想定されます。

しかし、国がそのような立法を早急にするかどうか、現時点においては明確ではないところでありますし、今の案ではパートナーシップ宣誓制度は入っていないと理解しているところであります。また、県が条例で定める場合も、市の条例が必要であるかどうかわからないところでありますことから、国及び県の動向を注視しつつ、市独自の制度の導入が必要と考えられる場合に当たっては、制度の導入について市民全体の理解を得る必要があるとの認識のもと、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例の整備が必要ではないかと考えているところでありまして、条例整備に向けた検討をさらに進めているところであります。